

○行政手続法及び島根県行政手続条例の規定に基づく審査基準等の公表等について

(平成20年9月10日島警甲第2216号各所属長あて県警察本部長例規通達)

最終改正 平成30年5月29日

行政手続法（平成5年法律第88号）及び島根県行政手続条例（平成7年島根県条例第24号）の規定により、行政庁においては、審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準）、標準処理期間（申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）及び処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準）を定めた場合は、これを公にしておく（処分基準については努力義務）こととされている。

審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の公表方法は、これまで、行政手続法の施行に伴う審査基準等の公表について（平成6年9月30日島警第5084号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）に定めるところにより警察本部の関係所属及び各警察署へのファイルの備付けとしていたが、今後は次によることとしたので、適切な対応に努められたい。

なお、旧例規通達は、平成20年9月9日限り、その効力を失う。

記

1 審査基準等の公表方法

(1) 島根県警察ウェブサイトへの登載

(2) 島根県警察情報公開センター及び警察署窓口において、申請をしようとする者等の求めに応じた提示

2 審査基準等の島根県警察職員ポータルへの掲示

審査基準等は島根県警察職員ポータルに掲示するので、職員が審査基準等を確認する際は、これを参照すること。

また、1の(2)の島根県警察情報公開センター及び警察署窓口での提示は、該当する項目の電子データを印刷したものによること。

3 留意事項

(1) 審査基準等を定めないこととするものが多数あるが、その理由は個々に示しているので、窓口等において県民等から照会があった場合は適切に説明すること。

(2) 本部各主管課は、法令等の改正等に伴い審査基準等を改訂する必要があるときは、所要の意思決定を経た後、その内容を警務部警務課長へ通知すること。